

## 規制改革推進のための3か年計画(改定) (平成 20 年 3 月 25 日閣議決定)

### 14 ネットワーク産業

#### (2) ICT (情報・通信等) 分野

##### ① 郵便・一般信書便事業における競争環境の整備

###### ア ユニバーサルサービスの在り方及びその確保策に関する検討【平成19 年度以降検討、平成21 年度までに結論】

昨今の社会経済情勢の変化を踏まえ、郵便・信書便におけるユニバーサルサービスの在り方について、基本に立ち戻った議論に速やかに着手し、結論を得る。

その際には、ユニバーサルサービス確保策として、一部の諸外国において国庫補助方式や基金方式が採用されていることを踏まえ、これらの方策についても検討を行う。(Ⅲ情通エ①)

###### イ ユニバーサルサービスコストの算定方法の検討【平成19 年度以降検討、平成21 年度までに結論】

ユニバーサルサービス確保策の検討に当たっては、まず、ユニバーサルサービスのコストを明確にすることが必要である。ユニバーサルサービスのコストは、郵便のネットワーク開放に当たっての接続料金や基金方式を採用した場合の基金の規模等を算定する際の基礎データとなるものであることから、その算定方法の検討に速やかに着手する。(Ⅲ情通エ②)

###### ウ 信書便事業の参入要件の緩和【平成20 年以降検討・結論】

現行の一般信書便事業では、クリームスキミングを防止する観点から全国にサービスを提供する義務を課す等の参入要件が設けられている。信書便事業に対する新規参入等を通じた競争促進により、利用者利便を一層向上させる観点から、参入要件の緩和を検討する。(Ⅲ情通エ③)

###### エ ユニバーサルサービスコストの算定に必要なデータの把握【平成20 年度以降検討、平成21 年度までに結論】

現在、郵便事業会社における会計制度は、他の一般の会社と同様に、会社法に基づいているところである。一方、郵便事業会社は、ユニバーサルサービスの提供義務を負っているという観点では、他の一般の会社とは異なる性質を持つ事業体であることから、この検討結果も踏まえ、郵便事業会社等におけるユニバーサルサービスコストの算定に必要なデータについて検討し、当該データを同社から提供させる方法についても検討に着手し、結論を得る。(Ⅲ情通エ④)